

設計者、工事監理者、施工者 各位

★【省エネ適判】完了検査について

(適判を要しない仕様基準・コース①②を含む)

建築基準法「完了検査」は省エネ適合も検査対象です！

- 外皮性能** (外壁の断熱性能、開口部の面積・断熱性能等) または
- 設備**(空調・暖冷房・換気・照明・給湯・昇降機・太陽光発電・太陽熱利用等)を

変更された場合、必ず検査申請前に、省エネ法「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」を提出して下さい。

なお変更区分がルートCの場合は「軽微変更該当証明書」が必要になりますので
ご注意下さい。

※仕様基準・コース①②は各々の軽微変更等を提出して下さい。

【完了検査の申請時に提出していただく図書等】

1	省エネ基準工事監理報告書	HPに様式あります
2	軽微変更該当証明書	適合通知書と異なる外皮・設備を施工した場合

◇特記事項

完了検査時に証明書交付を受けていない変更が判明した場合、「軽微変更該当証明書」の交付を受けて建築基準法「追加説明書」に添付して提出して頂く必要があります。

(※省エネ適判が他機関の場合も同じ)

【注】「追加説明書」提出が無い場合、適否判断が出来ず「検査済証」は交付できません。